

古仁屋小学校仮設校舎賃貸借
入札説明書

瀬戸内町教育委員会総務課

令和 7 年 5 月

「古仁屋小学校仮設校舎賃貸借」の入札等については、入札公告、仕様書及び関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- | | | |
|----|-------------|---|
| 1 | 委託業務の名称 | 古仁屋小学校仮設校舎賃貸借 |
| 2 | 履 行 場 所 | 大島郡瀬戸内町古仁屋小勝原 842-2 の一部、842-18 |
| 3 | 履行期間(予定) | 契約締結の日から令和 9 年 1 0 月 3 1 日まで |
| 4 | 入札書提出期間 | 令和 7 年 6 月 1 0 日 午前 9 時 0 0 分から
令和 7 年 6 月 1 2 日 午後 5 時 0 0 分まで |
| 5 | 入札書提出場所 | 瀬戸内町役場 3 階教育委員会総務課 |
| 6 | 開 札 日 時 | 令和 7 年 6 月 1 3 日 午後 1 時 1 5 分 |
| 7 | 開 札 会 場 | 瀬戸内町役場 4 階委員会室 |
| 8 | 入 札 書 | 瀬戸内町指定の様式を使用すること。 |
| 9 | 委 任 状 | 入札者が代理人の場合は、委任状を提出すること。 |
| 10 | 入 札 方 法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 11 | 落 札 人 の 決 定 | 予定価格の制限の範囲内でありかつ最低価格の入札をした者を落札人とする。
なお、落札となるべき同価格の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。当該入札者がくじを引かない場合には、当該入札執行に関係のない瀬戸内町職員がその者の代わりにくじを引き、落札者を決定します。 |
| 12 | 入 札 回 数 | 入札回数は、再度入札を含め合計 2 回とし、初回入札開札の結果、予定価格に達する入札がない場合、別途指定する日時に再度の入札を行うものとする。なお、再度の入札に参加しようとする者は、初回の最低入札金額を下回る金額で入札すると。 |
| 13 | 調 査 基 準 価 格 | 無 |
| 14 | 最 低 制 限 価 格 | 無 |
| 15 | 入 札 保 証 金 | 免除 |
| 16 | 契 約 保 証 金 | 免除 |
| 17 | 契約書等の提出 | 落札者は、契約書に記名押印し、落札決定日から 5 日を経過する日までに提出するものとし当該期間内に契約書を提出しない場合、落札はその効力を失う場合がある。
ただし、契約書の製本を要する場合に限り、この提出を相当期間猶予する。
契約書製本 ☐ 要 (要領別途指示)
☒ 不要 |

入札参加の注意事項

第1条 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、指定の様式を使用し、公告又は通知書に示した時刻までに、提出しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出させなければならない。

4 入札参加者または入札参加者の代理人は、当該入札にかかる他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令165)第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

第3条 入札参加者が連合しまたは不穏な行動をなすなどの場合において、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

第4条 入札参加者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 開札会場への入札に必要な者以外の入場の禁止

(2) 開札執行中において、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか開札会場への出入りの禁止

(3) 開札執行中における入札参加者の私語放言等の禁止

第5条 次の各号の一つに該当する入札は無効とする。

(1) 入札書に記名押印がないもの

(2) 入札書の記入文字が明確でないもの

(3) 一つの入札に同一の入札者または代理人から2通以上の入札書が提出されたもの

(4) 入札に参加する者に必要な資格がない者が入札したもの

(5) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に関して不正の行為があったもの

(6) 予定価格を事前に公表した場合の入札において、予定価格を超える入札をしたもの

(7) その他入札に関する条件に違反したもの

第6条 入札をした者は、入札後、本書、仕様書、図面、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

【別紙】

持参又は書留郵便の方法による入札の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、持参又は書留郵便の方法による入札を実施します。

1 入札書の提出方法

入札書は、**令和7年6月12日(木) 17時まで**に、持参又は書留郵便の方法により、瀬戸内町役場3階教育委員会事務課に提出してください。入札書の提出後は、書換え、引換え、撤回をすることはできません。

入札書に記載する日付は、入札書の提出期間内で、入札書を作成した日としてください。

また、到達期限内に確認ができない場合は無効とし、期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しません。

(1) **持参の場合**は、別紙「入札書を封入する封筒の作成例」のとおり封かんの上、提出してください。代理人が持参する場合は、委任状を添付してください。

(2) **書留郵便の場合**は、持参の場合と同様に封かんの上、「瀬戸内町長(教育委員会総務課)」宛てに親展で送付してください。代理人が入札書を作成して送付する場合は、委任状を添付してください。委任状の封かんは不要です。

2 開札の立会い

開札の立会いは任意とします。立ち会おうとする場合は、開札日時までに開札会場に入場してください。

3 入札の成立について

入札者が1人である場合であっても、入札は成立するものとします。

4 落札者の決定方法について

(1) 予定価格の範囲内でありかつ最低価格の入札をした者を落札者とします。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、**別途指定する日時**に、1回を限度として**再度の入札**を行います。なお、再度の入札に参加できる者は、初度の入札において応札した者に限ります。

(3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。当該入札者がくじを引かない場合には、当該入札執行に関係のない瀬戸内町職員がその者の代わりにくじを引き、落札者を決定します。

5 開札結果の公表

(1) 開札結果の連絡

開札に立会いがなかった場合、開札の結果は落札者にのみ電話で連絡します。

(2) 開札結果の公表

開札の結果は、瀬戸内町役場3階教育委員会総務課窓口での閲覧及び町ホームページへの掲載の方法により公表します。